

明治・大正期日本の満韓政策といわゆる「歴史認識」問題の省察

2015年12月17日

日本工業倶楽部「座談会」にて

横浜国立大学名誉教授

神代和欣（こうしろ かずよし）

はじめに

今年の春、安倍首相が夏に戦後70周年記念の談話を出すことが報じられ、大変気になったので、手当たり次第に、関連文献を読んでみた。

安倍談話に先立って、8月6日には、その基になる「有識者懇談会」報告書が公表された。北岡伸一氏など著名な国際関係史、政治史の専門家多数を含むこの報告書は、日本の「侵略」を満州事変以後に限っている。これは、日本の近現代史の理解として正しいか？

北岡教授の教え子である細谷雄一・慶応大学法学部教授は、私と同じように、「有識者懇談会」の発足（本年2月25日）を契機に、今年の春から7月にかけて、急遽『歴史認識とは何か～日露戦争からアジア太平洋戦争まで～』（新潮選書、2015年7月）を執筆した。なかなかの好著だが、副題に偽りあり。本書の対象は、第一次大戦期から太平洋戦争に至るまでの日本の外交、軍事政策の批判である。氏は、第一次大戦後の日本の政治家・軍部指導者が、国際的平和主義への潮流を見逃したことが、その後の失敗の原因だと指摘する：「第1次大戦後の日本にとって大きな問題であったのは、何よりも国際情勢の急速な変化や、国際体制の構造的変化に十分についていけなかったことである。」(p.269)。氏はまた「あとがき」で「本書の主たる目的」は、「すでにいくつもある近現代史の通史に新しい一冊を加えることではなく、あくまでも日本人が抱える歴史認識をめぐる問題の泉源を探ること」だったと述べている。

細谷氏の志やよし。にもかかわらず、本書は、「歴史認識をめぐる問題の泉源」を十分に探り当てたとは思えない。なぜなら、本書は、①日本の外交路線・国家戦略の誤りは、実は日露戦争直後、ポーツマス条約締結直後に始まり、第一次大戦期にその誤りがさらに拡大した点にあったことを、無視している。②その点を鋭く指摘したのは、朝河貫一『日本の禍機』（1909；復刻版、1985；講談社学術文庫、1987）であるが、細谷氏は朝河の警告に全く触れておらず、また、吉野作造、石橋湛山の満韓政策批判についても僅かしか触れていない。実は、これらの自由主義者の国策批判を無視してきたところにこそ、その後の日本の失敗の根源があり、今日に至るまで日本人の「歴史認識」の盲点になっているのではないか。③本書は、「歴史認識」に関する連作の第1弾のようであるという。その故か、本書の中には、本来「歴史認識問題」として論じられるべきであった1980年代以降の対中・対韓関係紛糾の原因がどこにあったのかについては、全く論じられていない。

私は、本日の話の中で、細谷氏の見落とししたこれら3点について諸家の見解を吟味し、いわゆる「歴史認識問題」解決の方向を探ってみたい。

I. 忘れられた明治・大正期日本の満韓政策批判

史実と「歴史認識」とは別の問題だという木村幹の指摘（後述 21 頁参照）は重要であるが、日韓紛争の根底に、過去の日本による植民地統治への怨念があることを無視してはならない。日韓基本条約の締結に至るまでの日韓関係の中で、韓国側が久保田発言（後述）に対して強い拒絶反応を示したのも、またその後の「歴史認識」問題が紛糾したのも、根底に、この植民地支配への怨念があるからである。そこで、明治（とくに日露戦争後）・大正期の日本の満韓政策に対して、厳しい批判を提起したわが国の代表的な 3 人の論客、朝河貫一、吉野作造、石橋湛山の見解を振り返って見なければならない。これはまた、わが国が昭和の時代に、満州事変・支那事変をへて太平洋戦争にまで至った失敗の根本原因を問うことになる。

(1) 朝河貫一の批判

朝河貫一略歴（1873－1948）

福島県二本松出身、1892(明治 25)年福島県尋常中学校(現・福島県立安積^{あきか}高校)卒、1895(明治 28)年東京専門学校(現早稲田大学)卒。1895 年、大西祝、大隈重信、徳富蘇峰、勝海舟らの援助で渡米、1899 年ダートマス大学卒、1902(明治 35)年エール大学大学院卒業、Ph.D 取得。ダートマス大講師。1905 年、ポーツマス講和会議にオブザーバーとして参加。1907 年エール大講師、1910 年同助教授、1930 年同准教授、1942 年同名誉教授、1948 年同大学図書館長。同地で死去、享年 74 歳。終生日本国籍のままであった。

朝河貫一は、比較法制史の世界的権威 1902 年『645 年の改革』(英文)、1904 年『日露紛争』(英文)、1909(明治 42)年 6 月 18 日『日本の禍機』(実業之日本社；復刻版由良君美編、宗高書房、1985 年；講談社学術文庫、初版 1987 年 4 月、2015 年 7 月第 23 刷)、1929 年、The Documents of Iriki (英文と邦文資料；日本においても戦後、昭和 30 年に『入来文書』が学術振興会の手によって増補刊行され、その後、矢吹晋訳、柏書房、2005 年として刊行)を著す。同年「初期荘園とマナアの比較研究」、1931 年には「日本の封建制度」、1933 年には「源頼朝による将軍家の基礎」を発表した。1965 年には英文の論集が『中世日本における土地と社会』として学術振興会の手により編纂刊行された。1983 年には故阿部善雄教授の評伝『最後の日本人——朝河貫一の生涯』(岩波書店；2004 年、岩波現代文庫)が刊行された。朝河貫一著、矢吹晋・編訳『比較封建制論集』(2007 年、柏書房)。

朝河は、『日露紛争』のなかで、ロシアの領土的野望に対抗し、清国の主権と満洲朝鮮における機会均等を守る旗手としての日本の役割を説いた。また、ポーツマス会議に際しては、エール大学における日露和平シンポジウムの陰の立役者として目覚ましく活躍、さらにポーツマス会議そのものにもオブザーバーの資格で出席し、1905 年 8 月 24 日の『ヘラルド』紙には朝河の論考が掲載された(本書末尾の由良君美教授の「解説」)。

また、元アイルランド大使で朝河貫一顕彰協会会長の古川清氏(1932 年生まれ)によれば、本書の表題は坪内逍遙がつけた。朝河が本書を書いたのは 36 歳の時で、1908 年 4 月

～11月の7か月を要した。伊藤博文は、1901年10月23日にエール大学創立200年記念式典で名誉法学博士号を授与されており（伊藤之雄『伊藤博文』講談社学術文庫、2015年3月；509, 511頁）、朝河とは面識があったという（YouTube, 2009.6.14 アップロード、全5回）。また、伊藤博文は、1906年5月28日、朝河が一時日本に帰国した折に、自分が主催した前駐日英国公使サトウの歓迎会に彼を招きひと時の談笑を交わした。伊藤博文が暗殺されたとき、朝河の本を手を持っていたといわれる。

（参考）

朝河貫一 1873-1948 吉野作造 1878-1933 石橋湛山 1884-1973

朝河貫一『日本の禍機』の要旨

わが国は、日露戦争までは、ロシアの南下政策に対抗して清国、韓国の主権を守るのを助け、西欧列強と機会の平等を守るという大義を掲げて、英・米の支持を受け、ロシアに勝利することができた。しかし、ポーツマス条約の後、日本はロシアの満州における利権を継承して清国の主権を侵し、列強との機会平等の原則をすてて満州の利権の独占・拡大を図った。このため、日本は英米など列強の利害と対立、日英同盟の継続も困難となり、英米はもっぱら支那を支援する政策に傾いた。ここに、その後の満州事変、支那事変、太平洋戦争へと至る悲劇の根本原因があった。

米西戦争でフィリピンを植民地化したアメリカは、中国市場への進出を企図してHay3原則を打ち出し、中国市場での列強の機会平等を強く主張するようになった。日本は日露戦争までは、日英同盟の効果もあり、アメリカの意図とも合致した国際関係を維持できたが、日露戦争後、中国市場の独占と軍事的進出に固執することを国策の基本路線としたため、国際的大義を失うとともに、日本の韓国統治にも英米宣教師、ジャーナリストらの厳しい批判を受けることになった。朝河は、こうした日露戦争後の日本の国策がもたらす米英の外交政策との衝突を危惧し、国策の転換と日本国民の強い反省を求めた。

本書の要点

序

「余ひそかにおもえらく、日本は一の危機を通過して他の危機に迫りたりと。」「今日、日本の要するところは実に反省力ある愛国心なり。」「ただ国民のうち一人にても多く、輿論の压制を恐れずして反省するの習慣を得んことを望むのみ、またかくして国論の一日も早く覚醒し禍を転じて福となすに至らんことを祈りてやまざるのみ。」「満州問題につきてのみ論ぜんと欲す。」（**神代注**：実際には朝鮮問題にも触れている）

前編 日本に対する世評の変化

「今日、我邦に対する世界の態度はいかん。余はこの点につきて読者の知り給わざるほどの事を知れるにあらざれども、戦役以後驚くべき速力にて世情のあまねく変化したるを熟知す。」

何故か。日本は戦前も戦後も反復天下に揚言した「二大原則」に、己れ自ら背きつつあるがゆえなり。二大原則とは清帝国の独立 および領土保全、ならびに列国民の機会均等これなり。韓国は日本の保護国なれば暫く措くも、満州において二大原則への違背が最も甚だしい。このため、「戦前世界が露国に対して有したる悪感、今や変じて日本に対する悪感となり、当時日本に対したる同情は、今や転じて支那に対する同情となりたり。」支那は満州における日本の横暴侵略を世に訴え、世界は支那の言を容れてこれに同情し日本を擯斥している。このままでは、「日英同盟の再び継続せざるべきことは」明瞭なり。

米国はどうか。米国は戦前および戦時日本に多大の同情を表したが、もし日本が 19 世紀型の旧外交路線に戻り、20 世紀型の「二原則」（清国主権の尊重と列国の支那における機会平等）に基づく新外交政策をとらないならば、米国との衝突は避けられない。

日露戦争以後 日本が南満州における新旧外交の実行

ところが、実際には、日本は日露戦争後、南満州においてロシアの旧外交に基づく利権を継承し、さらに戦後も満州から軍隊を撤退させず、満鉄沿線の広大な地域を軍事的に支配し、植民を始めている。このため、世界は「日本の地位を忌み懼るるに至」った。

軍事的には、撤兵と租借地の返還の義務に違背している。 もともとロシアは鉄道を馬賊から防ぐために戍兵（警備兵）を置いたがその数を限定しなかった。そこで、ポーツマウス談判で小村伯は警備兵の数を 1 km につき 5 人以下にしようとしたが、結局 15 人以下と定めた。合わせて日露両国は共に鉄道を軍事目的に使用しないことを提議し、その主張を貫徹した。この警備兵および租借地を除いては日露両国とも、条約にしたがって昨年 4 月 15 日以前に全満州の撤兵を完了した。さらに、日本は清国が南満州の兵備を整えて外人の財産生命を保護する力を備えた暁には、ロシアと共に鉄道警備兵をも撤退させることを約した。

「しかるに近頃満州を旅行したる米人は皆帰りて報じていわく、日本は単に鉄道戍兵を駐在せしむるのみならず、鉄道地帯以外にも、領事館のごときは皆軍隊を有せざるはなし、また間島にも日本兵多く駐在せるを聞けりと。」

租借地 旅順は、もともとロシアが明治 31 年に清国から 25 年間の期限で租借したものであったが、ロシアはこれを永久租借しそうな形勢であった。日露戦争でロシアに勝利した日本は、講和談判の時到来すれば必ず露国と約して永久に旅順をもって外国の軍港となすことなく、全くこれを清国に還付せしめたるの後は、あるいは清国をしてこれを防衛せしめ、あるいは全くこれに何等の防備をも為さしめざることを主張するならんと予期したりき。しかるに日本がこの方針に出でずして、明治 31 年の露清条約の条件をそのままの条件にてこれを引き継ぐに至りたるは、余等にとりては失望の事なりしも、なお、日本の公明を信じたるをもって、この処置は止むを得ざるに出でしならんと察したり。この上はひとえに日本が租借地につきて、戦前の宣言および日露条約の大綱のごとく正大の措置に出でんことを望むのみ。もし、1899 年（明治 31 年）より 25 年目、すなわち 1923 年（今より 15 年）に至りて日本は欣然この地を清国に還付するにあらずば、あるいは恐る清国の極力これに反抗し、また他の強国と協同して日本に対し、これがために東洋に一大攪乱を生ずるに至らんことを」と。

もし日本が 1923 年になっても旅順を清国に還さないならば、重大なことになる。そもそも 1923 年は実に安奉鉄道を清国に引き渡すべき年にて、取りも直さず日本は南滿鉄道の経営満期に先立つこと十余年前、またドイツの膠州湾租借権の満期に先立つこと 70 余年前に、関東州を清国に還付するの義務あり。而してその時にあたりて、租借期を延長せんとするがごときは空望の極にあらざるか。何となれば租借地なるものは、本来の性質すでに清国の主権と両立し難きものにして、ただ清国が当初この要求を拒むの力なく、また国家的意識の未だ今日の如く発達せざりしがゆに、止むを得ずしてこれを約せしのみ。」

「1923 年に至りては清国がこの要害の地を再び他国に租借せんことを諾すごときことは万々あらざるべく、日本は兵力を用うるにあらざればかかる欲望を達するを能わざるべし。かつまた東洋の真の平和と進歩とのためには、1923 年に至りて清国が何国に対してもこの地の租借を十分に拒みうるほどの実力を有するに至らんことを望まざるものあらざるべし。これに加えて、清国が実力あるとあらざるとに關せず断然この地の再租借を拒絶するにあたりては、世は挙って清国に同情すべく、今日日本の与国たる英国といえどもまたその頃には同様の態度をとるべきを察せざるを得ず。況やその頃は今日よりも遥かに強大なるべき米国においてをや。その時に至りて日本は清国を恐れず世評に關せずというもまた遅かるべし。けだし日本の最も恐るべきところは清国に**ならず欧米の強国に**ならず、**実に己を不正の地に陥れ清国および欧米をして正義の側に立たしむるにあるなり**。真に国を愛するもの誰か日本がかくのごとく正義の賊、進歩平和の破壊者たるの地位に陥るを目撃するに忍びんや。」

このあと、朝河は、満州占領地における**政治的問題**として長春以南の**鉄道地帯沿線**での広大な市街地の形成を問題にしている。さらに南滿州における**経済的** **一鉄道経営および貿易**の問題点を指摘する。日本は機会均等を妨げない範囲において、南滿州鉄道をこの地の幹線とし、大連を主港となす。ところが、この日本の大方針に対して、清国は激しく反対している。

「今仮に南滿鉄道の経営のみに關して、清国を怒らしめたる日本の行為を考うるに、奉天停車場問題、京奉線との運賃競争、および新法鉄道事件のごときはその最も著しきものならん。」「現に新法線敷設の件のごときは、英人がその資本を分担するの約束あるをもって、これに対する日本の抗議は著しく英国の輿論を喚起し、議会にもこれに関する質問起こり、英国政府もまた与国の抗議の弁解には少なからず当惑したるがごとく見えたりき。惟うにこの事件は一部の英人をしてますます日英同盟を嫌わしめたるならん。かくのごとき結果を來せるは日本にとってはたして賢明の措置なりや否や。余はこの問題の一時忘れ去られるを祝し、その間に日清両国の当局者の態度の全く一変したるべきを信ずるなり。」

後編 日本国運の危機

「惟うに我が同胞は未だ戦後の今日、国家の大問題の激変したるを十分に意識せざるにあらざるか。」「まず明快に国家前途の問題を意識し、次にこれに処するに非常なる猛省をもってするにあらざれば、国運日に月に危うかるべし。」「危難の何たるかは今に及びて問うまでもあらざるべし。東洋の平和と進歩とを担保して、人類の文明に貢献し、正当の優勢を持して永く世の畏敬を受くべき日本国が、かえって東洋の平和を攪乱し、世界憎悪の府となり、国勢頓に逆運に陥るべ

きことこれなり。清国と相信じ相助けて列強をして侵略の余地なからしめ、また諸協約のために今なお蝕せられつつある主権の一部をも、完全に清国に恢復するの時到来しめ、かつ厳に機会均等の原則を遵りて、満韓においてこれを破らんとする他の諸国を警むべきの地位にある日本が、かえって自らこれらの原則を犯して世界史の命令に逆らい、ついに清国をして我に敵対せしめ、米国等をして東洋の正理擁護者たらしむべきことこれなり。日本もし不幸にして清国と戦い、また米国等と争うに至らば、その戦争は37、8年のごとく世の文明と自己の利害との合わせる点にて戦うにあらず、実に世に孤立せる私曲の国、文明の敵として戦うものならざるべからず。日英同盟といえどもまたその時まで継続すべきものにあらざるべし。」

日、清、米の重大なる関係

「戦後の今日はいかん。米人の目に映ずる東洋は、戦前に比して局面激変せり。彼等の常に伝聞するところによれば、压制者たる露国はしばらく去り、これに代わるに小なる日本は一躍東洋の雄国となりて、露国の如くには虚偽ならざれども、露国のかつて有せざりし綿密なる思想、集注せる勢力をもて、韓と清とを圧しつつありという。これにおいてか米人の憎悪はすでに露国を去りて、しだいに日本に向かわんとし、またその同情は明らかに日本より転じて清韓に向かえり。なかんずく韓国は当時日本の支配を免れがたき形勢なるをもつて、これに対する日本の挙動を怨すの情なきにあらざれども、なお米人は日本が自ら約したる韓国の独立を蹂躪するに至りたるを責むるものに耳を傾くること多し。今後もし日本の挙動が韓国のようにやく開発独立せんとするを妨げて、かえってこれをようやく併呑せんとするを目的とすることが明らかなるがごときことあらば、これがために生ずる日本の利害はいかにもあれ、韓国の人民は米国民の同情を篤くするに至らんことあらんか。もしそれ清国に至りては、今やこれ東洋における米国同情の中心点なり。ことに清国の聡明なる一部が、大山のごとき困難に圧せられつつも、国家の法制を改造し、富源を開拓し、外国より来るべき禍害を除かんとするの意気は、実に米国の上下をして中心より深厚の同情を感じしむるところなり。」

「ことに日本の識者の最も意を潜むべきは、万一不幸にして日米が東洋において衝突することあらば、裏面の真実の事情はいかにもあれ、また争乱の曲直はいずれにもせよ、表面の大義名分の必ず我にあらずして、彼にあるべきことこれなり。その理何ぞや。他なし、前に説けるがごとく、米国の『世界的強国』主義はすでに事実となりたるものにして、この主義が東洋における方面は実に清国の独立保全、機会均等の二大原則の実現と最も密接なる関係を有せるものなれば、米国がこの主義をもってその対清の大政策となさんことは明白なる事実なればなり。米国が仮初にもこの二大原則を忘れ、または片時にてもこれに背かんことのごときは、想像だにすること能わざる現時の形勢なり。」

「ゆえにもし清国に関して、日米刃を交うることあらば、これ実に彼がこの原則を主張せるがためならざるべからず。これに至りては、-----表面の大義は日本の側にあらずして、米国の側にあるべし。はたしてしからば米国の識者は、正義の徒も不正の徒も共に等しくこの名分の正しきを極力意識し利用すべきがゆえに、国民の過半は全然正義のために戦えりと確信するに至るべし。余が前段において説けるがごとく、『万一清国問題に関して米国

が敵の不正と自国の正義とを確信し、これを鼓吹するに彼が特有の愛國心をもってし、且つこれを遂行するに彼が強大なる富強の力をもってし、猛然として戦いに臨むことあらば、天下いかなる強国といえどもこれをもって侮るべき敵手となすものあらざるべし。』」

「日本の誠実に国を愛し世を憂うもの、誰が日米の衝突を望まんや。」

「ゆえに余は章首の言を逆さまに転じて云わんと欲す。日本もし旧外交をもって支那に対する方針となさば、米国あるいは我が敵となることあるべく、----静かに此決の分かる所の廣大無辺なるを想像すれば、これ恐らくは第 20 世紀の最大問題たるべく、少なくとも日本国史上の最大事件なるもののごとし。ゆえに余はあえて今日を指して**日本の最危機**となさざるを得ざるなり。」

朝河はその「結論」において「**日本国民の愛國心**」<古川清大使は、前掲講演のなかで、朝河の言う「愛國心」とは、「日本人の精神構造」のことだと解釈している>の喚起を訴え、日露戦争後の日本人の慢心、支那蔑視思想を強く批判し、日本人の「反省」を求めている。

「今日のごとく日本人民の反省力を国民的に長ずることを怠り、わずかに少数者の知察と道念とをもって、一国の行路を導くに任する時は、日本の前途は極めて不安心のものといわざるべからず。読者よ、日本国民はその必要の武器たるべき、健全なる国民的反省力を未だに研磨せざるなり。」このままでは、知らぬ間に日本は天下に孤立し、世界を敵とするに至るべし。「そもそも将来の国運の大半は、我が国民が一方には今後東洋の最大問題たるべき清国に対し、他方には今後世界の最富強国たるべき米国に対する関係によりて定まらん。而して日清、日米の関係を決定するものは、主として日本国民の清国と米国とに対する知識、感情のいかにあらん。ゆえに最後最重要の問題のかかわるところは全然日本国民の態度にあり。」

「明治41年12月19日 エール大学において 著者」

追補

朝河は、1905（明治 38）年春頃（日露戦争中、1904 年の第 1 次日韓協約のあと、1905 年 9 月 4 日のポーツマス条約締結および同年 11 月の第二次日韓協約<韓国保護条約>締結の前）に書かれたと思われる「武士道」に関する講演草稿の中で、韓国を保護国とせざるを得ないが、それが大きな危険を伴うことを指摘している。（『朝河貫一 比較封建制論集』矢吹晋編訳、柏書房、2007 年 2 月、87-88 頁）

朝河は、1909 年 9 月 27 日付けの大隈重信宛の手紙で、タフト大統領が清国公使に親清国派のクレーンを任命したことに注意を促した。さらに、1914 年 8 月、第 1 次大戦に際して日本が山東半島・青島を占領し、翌年 1 月には対華 21 カ条要求を突きつけるや、朝河は大隈重信に手紙を送り、大隈に確固たる膠州還付の決意を持つよう促した（阿部善雄『最後の日本人～朝河貫一の生涯～』岩波現代文庫、2004 年、67-100 頁）。

朝河はその後も、渋沢栄一、徳富蘇峰、吉野作造、高木八尺、三成重敬、岩波茂雄、鳩山一郎、金子堅太郎、安倍能成、大久保利武、村田勤など多数の友人・知己に手紙を送って、日本の政策転換を促し、とくに太平洋戦争開戦の直前まで、戦争回避のためにルーズベルト大統領から天皇への親書を送らせるべく尽力した。残念ながら、この大統領親書は時間差で真珠湾攻撃に間に合わなかった（阿部、同上書）。

(2) 吉野作造の批判

『吉野作造選集』9「朝鮮論 付中国論三」(岩波書店、1995年)

吉野と朝河の交渉は、朝河の東大留学のころからではないかと想像される。1921年6月27日付けの吉野から朝河への手紙がある(阿部善雄、前掲書、138頁)。しかし、私の見た限りでは、吉野『朝鮮論』の中には、朝河への言及はない。

1. 「満韓を視察して」(『中央公論』、1916年6月)

吉野は1916年(大正5)3月末から4月にかけて、約3週間余り朝鮮および満州の一部を視察して、「日本の統治に対する朝鮮人の批評を聞」いた。彼は、キリスト教(YMCA)を通じて、多くの朝鮮人留学生と交際があり、彼らを通じて、現地の取材をした。

① 日本人は朝鮮で威張っている。日本の朝鮮統治の欠陥は、**朝鮮人を蔑視**しているところにある。**道路を建設しても、その用地はほとんど無償で没収しており、また道路の建設には「土民」を報酬なしで使役しているので「土民に文句がある」。**

朝鮮人で朝鮮政府の官吏に採用されたものは、帝国大学卒でも朝鮮総督府に奉職すると、同格の日本人に比較して月給は約3分の1である。その上に内地人は在勤俸をもらう。また、内地人は1年で高等官になり、年数によって昇進するが、朝鮮人は高等官試験を受けられないのでほとんど高等官になれず、昇進もできない。朝鮮人たる裁判官は、朝鮮人に関する事件しか扱えない。だから、官吏になれなかった朝鮮人からも莫迦にされる。**朝鮮人は、「日本の統治を、日本側が思う程に、有難がって居ない。」**

言論の自由の抑圧:「朝鮮に於いて政府は土人並びに内地人は勿論、一切の在留民に対し、非常に言論の自由を拘束している。」

米国シカゴ大学教授スタール氏の意見:「----立派な鉄道も、港湾も、学校も、裁判所も、皆日本人の賜ではあるがこんなことには朝鮮人は割合に有難いとは思わない。日本人が朝鮮人を実際同胞と思って親切なる待遇を与え朝鮮人もその義に感じて日本人として運命をともにするようにならなくては、日本の朝鮮問題は解決せられては居らぬ。日本が実際朝鮮人の忠誠を望むならば、朝鮮人を同等の同胞と思って、親切な待遇を与えなければならぬ。-----。」と。

朝鮮人が日本の統治に心服しておらず、内心却って不平を抱いているものが多いのに、内地人が平穏でいられるのは、ひとえに「朝鮮における憲兵制度の賜」である。

② **官憲政治の行き過ぎおよび性急な「独立会計主義」** 「朝鮮の官吏がすべて金ピカの制服制帽を被り、甚だしきは高等女学校の先生までが、男はすべて剣を提げておる」「厳寒の早朝の五時に、総督がお通りになるからと言って、小学校の生徒までが皆波止場に出て吹き曝しになるのは、いかにも可哀そうで御座ると、多くの父兄から怨言を聞いた。」

朝鮮政府は、まだ民力も整わないのに、近い将来に独立会計を達成しようとして、「そのために租税の賦課は随分辛烈を極めて居るとの事である。」

③ **同化政策の誤り** 「相当に発達した独立固有の文明を有する民族に対して、同化は

果たして可能なりやという事は、少なくとも最近に至り政治学上の一大疑問となった。」「政府は従来同化の大方針を貫徹し完成するために、曾てどれ丈け内地人の訓練に努め且つ其反省を求めた事があるか。同化は決して政府のみの事業ではない。国民的事業である。」「彼らは日本の皇室を自分達の君として讃え、君が代の歌を奏し、日の丸の国旗を誇り、日本の歴史、日本の地理を自分達の歴史、自分たちの地理として教えられて居る。然し乍ら他の一面に於いて、彼等は社会的にもまた法律的にも日本人との均等の機会を与えられて居ない。公私共に事毎に差別待遇を与えられ、甚だしきは、同化政策の成功にとって最も肝要なる、或いは殆ど唯一の要件とも見るべき雑婚に対してすら、官憲は隠然反対の態度を執って居ると聞いて居る。」 朝鮮人に「高等の教育を授けるにしても、専ら実業的若しくは形而下の学問の方に学生を誘導し、法律等の理屈の学問には比較的遠ざからしめようとの考えはあるらしい。」

④ 満州統治・経営の問題点：満州に政治的野心を持つべからず、植民地経営には国籍の差別を捨てるべし 「第一に満州経営の大理想を実現せんと欲するが爲には、我々は支那人をして日本に満州を政治的に併呑するの野心ありなどとの疑念を起さしめざるように努めることが必要である。-----支那人自身では満州の開発は出来ないとか、又は日本が之を統治した方が実際支那人のためになるなどというような議論は、少なくとも支那民族の心理を無視した議論であって、又我国の平和的發展を禍する議論である。政治的独立とか、国家的体面とかいう問題は、民族の感情に深き根底を有するもので、物質的生活の利害の打算には拘わらざるものである。」「凡そ植民地経営に成功するものは、一視同仁殆んど国籍の差別を忘れて懸るの心掛がなければならない。」

2. 「朝鮮統治の改革に関する最小限度の要求」(『黎明講演集』第6輯、1919年8月)

今度の事件(1919年3・1暴動)には、日本人も随分野蛮性を發揮している。私が諸君と一緒に考えてみたいと思うことは、将来をどうするか、すなわちこれだけの騒動が起こった、その後の始末をどうするかという事が、我々にとって大切だという事である。4つの要求：① 朝鮮人に対する差別待遇の撤廃。教育、官吏の待遇などでの差別を廃すべし。② 武人政治を撤廃せよ。朝鮮の統治は、ほとんどすべて憲兵たる警務總監を通じて軍人系統がやっている。軍閥に少し慎んでもらいたい。軍閥がもうすこし引込んでもらいたい。実際において、朝鮮を統治するのは憲兵である。朝鮮の会社員の給与を引き下げ、道路建設用地を無償没収している。③ 同化政策をやめよ。「兎に角従来の同化政策は之を棄てなければならない」④ 言論の自由を与えるべし。

3. 朝鮮暴動善後策(『中央公論』1919年4月)

朝鮮在留の米国人宣教師の知恵を借りて朝鮮人の自治を進むべし。

4. 「外交上における日本の苦境」(『婦人公論』1921年1月)

米国、朝鮮における排日問題の根本原因は何か。それは、朝鮮同化政策の誤りにある。国防本位の統治主義が先に立つからである。とくに甚だしきは、東拓による内地農民の朝鮮への植民である。

「一体国防と云うことは非常に大事なものではあるが、是のみに執着して他を顧みないと、ともすると侵略主義に陥りがちなものである。例を以て云わんか、日本の国防の為には対馬海峡が大事だと云う。然るに此海峡の安全の為には対岸の朝鮮が要る。朝鮮対岸の地を確実に維持する為には朝鮮の南半部が必要となる。南半部を安全にする為には国防の第一線を長白山の処迄進めなければならぬ。否、朝鮮を安全にする為には更に満州に手を広げなければならぬ。という風にそれからそれと際限無く進むもので、其為に終に世界を併呑せずんば結局の満足は出来るものではないと云う事に帰する。」日本は、支那においても同じ過ちを犯している。段祺瑞のような男を利用し日本を自ら支那の政争の渦中に投ずることになった。日本の経済的にとるべき道は、中国・米国との協調である。

5. 「山東問題」(『大阪毎日新聞』1919年5月20～26日)

戦争の実質変化 戦争の精神に大きな変化が出来た。ここ一兩年の間に、包括的共同主義に変わった。初めは利害のために戦ったのが、今日では主義の為に戦うという事になった。すなわち世界に正義を樹てるためとか、或いはデモクラシーの為とか、小国民の権利の為とか、その精神はすべての国民の為に、主義の形によって戦争の始末をしようという精神に変わった。

二大思潮の反影 従来の国際関係というものは、個人の関係と異なり、道義もなく法則もなく、腕力の関係であった。しかし、この4年間の戦争によって、これからの世界は武力の支配より道義的法則の支配に変えなければならないという事になった。

6. 「民族と階級と戦争」(『中央公論』1932年1月)

満州事変勃発の直後に、満州経営の難しさ、危うさを指摘する。

「満州における軍事行動は時を経るに従って段々趣を変えてきているようである。初めはある程度単純なる自衛権の発動であったかもしれない。今日では自衛権の意味を余程広く取らねば(説明)のつかぬことが多い。」

「それでも政府殊に(陸軍当局は)今なお頻りに自衛権を以て一切の行動を説明せんとして居る。去年の暮南陸軍大臣は錦州政府の関外に存立する間は邦人の生命財産は安全なるを得ぬ、張学良の勢力を満州から完全に駆逐し去るまでは軍事行動はやめないと宣言した。北に於いては馬占山を、南に在ては張学良を、即ち日本に好意を有たざる諸勢力を一掃し、(満州に)プロ・ジャパニーズの(政権を樹立すること)までを自衛権(当然)の発動と見得るや否やは問題であろう。」「ここまで行くと実は(侵略行動)になるのだ。」

神代注：文中の()内は伏字を起こしたもの。

(3) 石橋湛山の批判

松尾尊兌（たかよし）編『石橋湛山評論集』（岩波文庫、1984年8月第1刷）

1. 「我に移民の要なし」（大正2年5月15日「社説」） 移民より貿易が大切だ
2. 「青島は断じて領有すべからず」（大正3年11月15日「社説」） アジア大陸に領土を拡張すべからず、満州も宜しく早きにおよんでこれを放棄すべし。
3. 「禍根をのこす外交政策」（大正4年5月5日「社説」）

露骨なる領土侵略政策の敢行、軽薄なる挙国一致論を批判。「この二者は、世界を挙げて我が敵となすものであつて、その結果は、帝国百年の禍根をのこすものといわねばならぬ。」「この露骨なる領土侵略政策と軽薄なる挙国一致論の跋扈は、欧州戦乱の勃発以来、殊にはなはだしくなつて来たように思われる。」対独宣戦によって、青島、南洋群島を我がものとするや「これらの領土を維持するために、今後必ず相当大なる陸海軍の拡張を行わねばならぬ、のみならず、独米の大反対を招けるは勿論、あるいは日英同盟さえ継続し得ぬ破目におちいりはせぬかを危ぶまれる。」「更に失策を重ねつつあるは、爾来、内外の視聴を聳動せしめつつある対支交渉<注：いわゆる21ヵ条要求。1915年大正4年1月18日提出し、5月7日、日本は最後通牒を發し袁世凱大統領に受諾させ、5月25日調印>の始末である。-----元々、我が要求が無理なので、欧州戦争の済まぬ中、即ち鬼の来ぬ間でなければ、我が横車が通らぬからだ、かように批評されても、実にやむをえぬではないか。これ吾輩が、対支談判を以て、大隈内閣第二着の失策となす所以であつて、而してこれまた考えざる領土侵略主義と、軽薄なる挙国一致論の産物にほかならぬのである。」

「吾輩は対支交渉開始以来、邦人が調子を揃えて支那を侮蔑し、恫喝した軽薄、無遠慮、不謹慎な言論に冷や汗をかかせられ、つらい思いを今もさせられつつある。しかしながら、これはまだ善い。もしも、支那がついにわが威嚇に屈して、我が要求の大部分を容れたらば、吾輩は意外なる局面を惹起して来はせぬかを恐れる。今こそ列強は黙って日本をなすままに任せて置くが、戦後に至っても虚に乗じて行つた支那緊握政策を、出来上がったことだからやむなしと、看過するであらうか。支那に大利害を有し、従つてそれに相応する勢力の実現を要求する英国が、英国の勢力をも拒斥する日本の大跋扈を、永くそのままに差し置くであらうか。このたびの事件で、我が国が支那およびドイツの深恨を買えるは勿論、米国にも不快を起こさせたは争えぬ事実である。かつて世界が日本の手を以て、極東に跋扈した露国の頭を叩かせたように、これらの諸国は日英同盟の破毀を手始めに、何国かをして、日本の頭を叩かせ、日本の立場を転覆せしむるか、それとも聯合して日本の獲物を奪い返す段取りに行くのではなからうか。その場合には、ドイツから取つた物や、這次の対支交渉の結果で得た物の喪失だけでは到底済まぬ。おそらく二十七、八年戦役から積み上げてきた一切の獲得物を、元も子もなく、取り上げられるであらう。これ吾輩の対支

外交を以て、帝国百年の禍根をのこすものとして、痛憂おく能わざる所以である。而して、この大禍根は、遠く日清戦争、就中日露戦争から顕著になったわが国の領土侵略主義に発すといえども、これを上記の如き恐るべき危険点に持ち来すものは、実に我が国民全体の不心得の結果ではあるが、しかし、その直接の責任は、国民指導の位地にある現内閣諸公就中大隈首相と加藤<高明>外相の失策にあるといわねばならぬ。」

4. 鮮人暴動に対する理解(大正 8 年 5 月 15 日「社説」)

5. 一切を棄つるの覚悟 太平洋会議に対する我が態度 (大正 10 年 7 月 23 日「社説」)

米国政府は 1921(大正 10)年 7 月 11 日、ワシントン軍縮会議を提議、日本は 7 月 26 日参加を回答。「我が国の総ての禍根は、」小欲に囚われて、大欲がないことだ。「朝鮮や、台湾、支那、満州、またはシベリヤ、樺太等の、少しばかりの土地や、財産に目をくれて、その保護やら取り込みに汲々としておる。従って積極的に、世界大に、策動する余地がない。」「しかり、何もかも棄てて掛かるのだ。これが一番の、而して唯一の道である。」「たとえば満州を捨てる、山東を捨てる、その他支那がわが国から受けつつありと考うる一切の圧迫を棄てる。その結果はどうなるか、また例えば朝鮮に、台湾に自由を許す。その結果はどうなるか。英国にせよ、米国にせよ、非常の苦境に陥るだろう。何となれば彼らは日本にのみかくの如き自由主義を採られては、世界におけるその道徳的位地を保つを得ぬに至るからである。」

6. 大日本主義の幻想(大正 10 年 7 月 30 日・8 月 6 日・13 日号「社説」)

朝鮮、台湾、樺太など一切を棄てたら、日本は経済的にも国防的にも自立できないというのは、幻想である。-----貿易統計を見れば、朝鮮・台湾・関東州との貿易総額よりも、米
国との貿易額の方がはるかに大きい。それに、インド、英国の分を加えれば 2 倍以上にもなる。経済的自立のためというなら、綿花、コメ、石炭、石油、鉄、羊毛などはすべて米英印からで、朝鮮・台湾・関東州からくるものはほとんどない。

「また軍事的にいうならば、大日本主義を固執すればこそ、軍備を要するのであって、これを棄つれば軍備はいらない。国防のため、朝鮮または満州を要すというのが如きは、全く原因結果を顛倒せるものである。」

7. 満蒙問題解決の根本方針如何 (昭和 6 年 9 月 26 日・10 月 10 日号「社説」)

満州事変 (1931・9・18) 直後の論説。

「もし我が国民がこの際真に満蒙問題の根本的解決を希望するならば、その目的を達するに足るだけの、まず十分の覚悟を以て臨まねばならぬということだ。けだし我が国民にして従来通り、満蒙における支那の主権を制限し、日本のいわゆる特殊權益を保持する方針を採る限り、いかに我が国から満蒙問題の根本的解決を望むも、その目的はとうてい達

し得ぬことは明白であるからだ。我が国としては、あるいは満蒙における我が特殊權益を確立し、再び支那にとやかくいわせぬ状勢を作り得れば、それにて問題は根本的解決を遂げたりと満足するかも知れぬ。しかしそれでは支那の政府と国民とは納得しないに極まっている。あるいは一時は力に屈して、渋々承諾する形を取っても、いつかはまた必ず問題を起こして来ることは、かの大正四年の21カ条要求がその後いかなる結末を示したかを見ればわかる。いわんや今日は、大正四年当時とは異なり、力を以て、渋々なりと支那を屈することさえ、おそらくは出来難い。あるいはかように問題の解決が困難なるは、畢竟満蒙が支那の領土であるからだから、これを何かの方法で日本の所有に帰せしめたらなどという者もあるかも知れぬ。しかしそれでも同じ事だ、仮にさような勝手の真似が出来たにせよ、支那国民は断じてそれに満足せぬからだ。而して支那国民が、日本の満蒙に対する政治的進出を、いかなる形においても肯んぜず、しきりに排日行動に出づるに対して、我が国人は過去の歴史や条約やあるいは支那に対する日本の功績やを理由として、彼らを非難し、その不遜を説くけれども、そんな抗議は畢竟するに、この問題の解決には無益である。かの国人が、彼らの領土と信ずる満蒙に、日本の主権の拡張を嫌うのは理屈ではなくして、感情である。」

「-----満蒙は、いうまでもなく、無償では我が国の欲する如くにはならぬ。少なくとも感情的に支那全国民を敵に廻し、引いて世界列国を敵に廻し、なお我が国はこの取引に利益があろうか。それは記者断じて逆なるを考える。」

II. 戦後日韓関係紛糾の起点

(1) 久保田発言と青嵐会史観

① **李承晩政権の認識** (ア) 日韓併合は当初から無効であり、(イ) サンフランシスコ講和条約に当たっても、韓国は「連合国」の一部として参加する権利を主張したが、アメリカなど戦勝国はこれを認めなかった。このような韓国の主張は、国際法的には成り立たないが、その根底には日本の韓国統治に対する怨みがある。

② **火をつけた久保田発言** 日韓会談は1951年10月20日、李承晩政権の下で始まった。1953年10月15日、日本側主席代表・久保田貫一郎(1902-1977; 1924年東京商大入学、中退して外務省入省、1939年ハルピン総領事、1944年サイゴン総領事、1953年メキシコ大使、1958年ベトナム大使など)は、「日本の朝鮮統治は朝鮮人に恩恵を与えた面もある」と発言し、日韓会談はその後4年半もの間中断した。岸内閣の1957年12月31日に日本政府(外相・藤山愛一郎)は久保田発言を撤回し、在韓日本資産に対する請求権を放棄した(服部龍二『外交ドキュメント 歴史認識』(岩波新書、2015:6-10)。日本の首相が初めて公式に朝鮮の「植民地支配」を「陳謝」したのは、1993年のことである(海野福寿『韓国併合』(岩波新書、1995:230)。

③ **日本の韓国統治の「恩恵」**に関しては、韓国人学者でもそれを認めている人もある。

伊藤博文が統監だった3年間、彼は日本から無利子、無期限の資金3000万円を引き出し、韓国の道路、学校、水道、鉄道、病院建設に充当した。もしも安重根が伊藤の出自と真の功績を知っていたら、歴史は変わっていたろう。朝鮮の歳入の過半から2/3は日本政府の持ち出しで賄った。「たとえば1907年度で、朝鮮の国家歳入は748万円しかなく、必要な歳出は3000万円以上であったから、その差額は全額日本が負担した。」1910～1940年の人口増加率は日本本土の1.24%に対して韓国人口の増加率は年2.09%に上った（崔基鏞『日韓併合～韓民族を救った「日帝36年」の真実』祥伝社、2007年、18-25頁）。

④ 日本の有力政治家、保守派言論人の中には、今日でも日本の韓国統治はannexationであり、「植民地支配」ではなかったという主張が根強い（石原慎太郎「朴正熙大統領は実に傑出した人物であったが…」（『産経新聞』2015年1月16日1）。これらの論者は、朝河、吉野、石橋などの論稿を見たこともないのであろう。

(2) 日本のマスコミの虚偽報道が韓国のポピュリズムに火をつけた

① 新聞の誤報で始まった第一次教科書問題

第一次教科書問題の発端は、検定をめぐる新聞やテレビの誤報だった。1982年6月26日、文部省が高校の歴史教科書検定に際して「侵略」を「進出」に書き換えさせたと報じられた。新聞も、鈴木善幸首相、宮沢官房長官も誤報に気付かなかった。報道が誤報だと知ったのは、宮沢談話[1982.8.26]が発表された後の9月だった。それも新聞の訂正記事を通じてであり、文部省からは誤報という説明を受けていない（服部龍二：24-32）。

② 吉田清治の作り話と朝日新聞の虚偽報道

「慰安婦問題」は、千田夏光『従軍慰安婦』（1973年双葉社；1978年三一書房）、吉田清治『私の戦争犯罪』（1983；韓国語訳『私は朝鮮人をこのようにして捕らえていった』チョンゲ研究所、1989年）、尹貞玉（ユン・ジョンオク＜写真：秦19＞「挺身隊取材記」（ハンギョレ新聞、連載、1990年1月）などが起爆剤となった。

朝日新聞記者・植村隆ソウル特派員、1991年8月11日付け朝日新聞で慰安婦問題第1報報道。植村は、訴訟を起こした団体幹部の娘を妻としている。植村報道は、金学順がキーセン出身であることを伏せ、加えて女子挺身隊の名目で戦場へ連行された、と誤った事実を報道。

最大の引き金になったのは1992年1月11日の『朝日新聞』朝刊トップの記事である。宮沢首相の訪韓5日前に出されたこの記事は、*Japan Times*のさらに輪をかけた虚報によって世界中に広まり、訪韓中の宮沢首相を窮地に陥れた。この『朝日』の記事は、吉田清治の記事や中央大学教授・吉見義明の「発見」した防衛図書館の「資料」に基づくものだったが、のちに秦郁彦の著作によって捏造記事、不適當な誇張記事、あるいは「女子挺身隊」と「慰安婦」を混同した虚偽報道であることが明らかにされた。

なお、『朝日新聞』は、2014年8月5日の紙面で朝鮮・台湾で軍による組織的な女性の強制連行の資料は見つかっていないこと、また吉田清治の「済州島で慰安婦を強制連行した」

とする証言は虚偽だと判断し、記事を取り消すとの「検証」記事を掲載した。しかし、この朝日の「検証」は「裏付け取材が不十分だった点は反省します」が、慰安婦問題全体は「捏造」ではなく、『元慰安婦に謝る理由はない』といった議論には決して同意できません（杉浦信之・編集担当）と強弁している。秦郁彦は、同じ日の紙面で、「強制連行の有無検証あいまい」と批判している。

③ 中国の改革・開放、韓国の経済発展、および日本の比重低下

1978年12月の鄧小平による中国の改革開放政策と経済発展並びに21世紀における軍事力の強化、中国の経済発展に誘発された1980年代以降の韓国の経済発展、とくに90年代の国連、OECD加盟、G20入りを通じて、韓国の国際的地位が向上し、また冷戦終結・中国の経済発展によって中国経済への依存度が増大した（日米を合わせたよりも大きい）。対照的に、日本の地位は、バブル崩壊後の20年間に低下した。

そのなかで、過去の日韓第1次協約（それを容認した1905年7月29日の桂・タフト協定）、その後の日韓併合、日韓基本条約は「道徳的に正しくない」とする「正しい歴史認識」（オルバルン ヨクサインシク）論が強まった。「そうした道徳主義は、法に対する意識にも直結している。道徳と法の領域が厳然と区別されず、むしろオーバーラップする。日本社会とは法に対する意識が違うのであり、この食い違いが日韓の相互理解を難しくしているといえる。」「韓国では道徳的に『正しいかどうか』という観点が重要で、正しくないなら事後的にでも正すべきということになる。」この道徳性が前面に出てきた契機は、「1987年の民主化だろう」（澤田克己『韓国「反日」の真相』文春新書、2015年、49-51頁）。

④ 韓国の民主化

さらに、1987年6月29日の韓国の民主化（盧泰愚大統領候補・民主正義党代表委員の民主化宣言）によって、韓国では現在の価値観、序列意識に基づいて歴史を見直す機運が高まった。

挺身隊問題対策協議会（挺対協）は1990年11月16日、韓国教会女性連合会、韓国女性団体連合会等が参加して結成。初代代表は尹貞玉^{インジョンオク}。韓国治安当局は「北朝鮮工作機関と連携し、北朝鮮の利益を代表する親北団体」として監視している。日本の産経新聞、読売新聞は、反日・親北朝鮮団体と指摘している。

（参考）韓国歴代大統領

李承晩 1948-60；許政 1960；尹潽善 1960-62；朴正熙 1962-63、1963-1972、1972-79；崔圭夏 1979-80；全斗煥 1980-81、1981-88。第6共和国 盧泰愚 1988-93；金泳三 1993-98；金大中 1998-2003；盧武鉉 2003-2008；高建（*）2004；李明博 2009-13；朴槿恵 2013～現在。

（3）初動段階での日本政府の不適切発言が「慰安婦問題」をこじらせた

1990年6月6日、参院予算委員会における清水伝雄・労働省職安局長の不適切答弁

1991年12月6日 加藤紘一官房長官の失言：「政府関係機関が関与したという資料はなかなか見つかっておらず、今のところ政府としてこの問題に対処することは非常に困難」

→ 『朝日新聞』1992年1月11日朝刊トップ記事 →宮沢韓国での謝罪の旅→河野談話、村山談話

III. 現代「歴史認識」問題の真実

(1) いわゆる「慰安婦問題」について

秦郁彦『慰安婦と戦場の性』（新潮選書、1999年6月初版）

本書は「慰安婦問題」の火付け役、吉田清治の著書が偽りであることを暴き出し、日本のみならず世界主要国の戦前における公娼制度の歴史を明らかにし、また日中戦争中および太平洋戦争中の日本軍によるいわゆる「慰安婦」の実態を客観的に明らかにして、吉田清治、植村隆記者、朝日新聞報道の虚偽と誤り、認識不足を鋭く指摘した。

① 慰安婦問題の経緯

1971年1月 朴正熙政権、「対日民間請求権申告に関する法律」により軍人、軍属・軍属や徴用者の遺族(約9000人)へ58億円(3億ドルの5.4%)を支払う。負傷者を含む生存者、在日朝鮮人、原爆の被爆者、サハリン残留者、BC級戦犯、元「慰安婦」たちは除外。

慰安婦として最初に名乗り出た金学順、1991年8月、挺隊協(代表・尹貞玉)の呼びかけに応じたもの、12月2日には文玉珠も。12月6日高木健一弁護士が代理人となって、東京地裁へ提訴。35人の韓国軍人軍属犠牲者の補償(1人2000万円)要求。東京地裁判決2001.3.26 請求すべて棄却。東京高裁判決2002.3.5 控訴棄却。最高裁判決2003.7.22 棄却(憲法以前の問題)。

秦は、吉田の著書『私の戦争犯罪』(1983:1989年に韓国語に訳された)を読んで不審に思い、吉田に面会を申し込んだが断られたので、1992年3月、電話で2回にわたり吉田の叙述の真偽を確かめ、さらに済州島の新聞記者らの書評、証言などからその虚偽を暴いた。朝日新聞は早くから吉田の書いたものを『週刊朝日』などで取り上げ続けた。日本では、秦の調査結果が1992年4月30日の産経新聞、『週刊新潮』などに報じられると、朝日新聞も1997年3月31日には「吉田証言の真偽は確認できない」とするようになったが、まだ記事を取り消さなかった。韓国では、挺隊協などはもとより、韓国政府も報告書で吉田の著書を証拠として収録し、その後も訂正していない。秦の警告助言にもかかわらず1996年の国連クマラスワミ報告で息を吹き返した。

秦は、次のように言う：「言うまでもないが、慰安婦をめぐる一大狂騒曲は彼(吉田)の独力で作り出したものではない。善意か悪意かは別として、吉田を担いで内外のマスコミやNGOを糾合した高木健一<弁護士>、戸塚悦郎<ワシントン大学客員教授>：写真：秦335>などの、いわばミニ吉田たちが果たした役割も小さくない。」(247)

② 禍根を残した河野談話

1993年8月4日 河野官房長官談話 「今次調査の結果、長期に、かつ広範な地域にわ

たって慰安所が設置され、数多くの慰安婦が存在したことが認められた。慰安所は、当時の軍当局の要請により設営されたものであり、慰安所の設置、管理及び慰安婦の移送については、旧日本軍が直接あるいは間接にこれに関与した。慰安婦の募集については、軍の要請を受けた業者が主としてこれに当たったが、その場合も、甘言、弾圧による等、本人の意思に反して集められた事例が数多くあり、更に、官憲等が直接これに加担したこともあったことが明らかになった。また、慰安所における生活は、強制的な状況の下での痛ましいものであった。「なお、戦地に移送された慰安婦の出身地については、日本を別とすれば、朝鮮半島が大きな比重を占めていたが、当時の朝鮮半島は我が国の統治下にあり、その募集、移送、管理等も、甘言、弾圧による等、**総じて**本人たちの意思に反して行われた。」（「総じて」の一句は河野の判断で挿入されたものようである）。

「1992年秋から93年初めにかけて、韓国政府は、強制連行がなかったらしいことを確信するに至っていたと思われる。」「強制連行の事実是否定されたも同然になったのだが、盛り上がっていた韓国の反日世論の手前、後戻りは政治的に不可能に近かった。」「孔魯明駐日韓国大使が93年7月14日、日本記者クラブで強調したように、『元慰安婦の名誉回復のために、強制連行だったと日本政府が認めることが第一条件』になってしまったのだ。」「では、どちらが譲らねばならぬ弱みをかかえていたのかとなると、盧泰愚前大統領が『文芸春秋』93年3月号の対談で、浅利慶太へ『(慰安婦問題は) 実際は日本の言論機関の方がこの問題を提起し、我が国の国民の反日感情を炊きつけ、国民を憤激させてしまいました』と率直に語ったように、日本側だったといえよう。」

「こうした状況を背景に、日韓両政府は落し所を模索しあう。」「93年2月に就任したばかりの金泳三大統領は3月13日、『この問題では日本側が真実を明らかにすることが重要で、物質的補償は必要ない』（13日付け読売新聞）と発表、それを受けて韓国外務部は3月29日、韓国人元慰安婦に対する生活支援措置を決定した。」（生活支援措置の内容、省略）。

「日本政府にとって、補償要求の撤回は『渡りに船』に見えたのだろう。河野官房長官は、3月23日の参議院予算委員会で、それまで消極的だった元慰安婦本人からの聞き取り調査に踏み切る意向を明らかにした。同日付の毎日新聞は『資料調査だけでは、韓国側が強く求めている“強制連行”性の立証は不可能と判断、方針転換した』と解説している。」

「それまでに、内閣外政審議室が実施した日本人の旧軍人、元総督府官吏、業者などからのヒヤリングでは強制連行を裏付ける情報はなく、むしろ逆の事例が多かったので、韓国人元慰安婦からのヒヤリングをやる以外に、韓国側の期待に沿う手段はなかったとも言える。」「しかも、ヒヤリング対象となった16人は、ほぼ全員が前記の挺隊協の本に体験記を寄せた女性で、新たな情報は期待できなかったから、私は一人も名乗り出ていない韓国人業者を韓国政府に頼んで探し、ヒヤリングすべきだと担当官に進言した。」「業者、なかでも女衞なら、募集に始まる全プロセスを数十人規模で熟知しているはずだから、真相究明には最適のはずと考えたからだが、『そんな話を持ち出してもケンもホロロですよ』と乗ってもらえなかった。立会人として同行したいという私の希望も拒まれた。『ああこれはセ

レモニーなんだな』と直感したしだいだ。」

「外政審議室の田中審議官らに福島瑞穂弁護士などを加えた十人の一行は、7月26日から30日にかけて、ソウルの太平洋戦争犠牲者遺族会の事務所における聴き取り調査に向かったが、支援グループやマスコミにもみくちやにされ、『まず謝罪してから始めろ』と要求されるなど、散々な目にあって帰国する。」「韓国政府の施設ではなく、遺族会という民間団体の事務所を舞台にしたのも卑屈だが、より過激な挺隊協が協力を拒否したのに、韓国政府の統制力を過信してヒヤリングに応じたのも、致命的なミスと言わざるをえない。」(秦：254)

河野談話に至るまでの真相は、数年後に、櫻井よしこの論文「密約外交の代償——慰安婦問題」(『文芸春秋』97年4月号)によって暴かれた。彼女は、「加藤紘一、河野洋平、石原信雄(当時の官房副長官)、等に取材して(宮沢元首相は取材拒否)、第一次調査と第二次調査時の『条件はほぼ同じである。にもかかわらず、両長官の談話は、強制連行については正反対の答えを出した』のはなぜか、という観点から、問題の河野談話が出た実情に迫った。」「取材を受けたなかで、もっとも率直に語った石原が『韓国の慰安婦16名の証言が決め手になった』と語ったのを手がかりに、櫻井は『日本政府が聴き取りをすると決めた瞬間から旧日本軍の強制連行の”根拠“となるべき運命だったことが見えてくる』と結論した。」「さらに彼女は一步ふみこみ、『強制連行を認めた背景には日韓間の合意、密約』があったと推測し、そうした『小手先の外交』は、『真の意味で慰安婦だった女性たちの名誉を回復することにはならないと思う』(櫻井よしこ『直言!』世界文化社、1996)と結んでいる。」

石原信雄の談話「真実よりも外交的判断を優先させた」「(慰安婦の)証言だけで結論にもっていった-----批判は覚悟している」

河野洋平の談話「文書はなかった。けれども、本人の意思に反して集められたことを強制性と定義すれば、強制性のケースが数多くあった」

③ クマラスワミ旋風

クマラスワミ報告書『戦時の軍事的性的奴隷制問題に関する報告書』(1996年2月5日付けで国連人権委員会へ提出公表された)。本報告書の付属文書1が日本の従軍慰安婦問題を扱ったもので、付属文書2は家庭内暴力に関するもの。もともとは1992年2月に韓国挺隊協が李効再代表を国連本部へ、在日韓国人牧師渣昌華をジュネーブの人権委員会へ送ってアピールしたのが最初。裏では、日弁連の戸塚悦郎弁護士の画策があった。日弁連はこの報告書を全面的に支持した。

クマラスワミ女史はコロンビア大学のロースクールを卒業して米国弁護士資格を持つ。慰安婦問題に関する報告書の内容は、「一流大学の学生レポートなら、落第点をつけざるをえないレベルのお粗末な作品である」「この報告書では事実関係に関わる部分は、すべてオーストラリア人ジャーナリストのジョージ・ヒックスが1995年に刊行した『慰安婦』(*The Comfort Women*)という通俗書からの引用である。」「ヒックスの序文によると、著者は日本

語が読めないので、東京大学の高橋教授に頼んで在日韓国人女性のユミ・リーを紹介してもらい、彼女が日本の運動家たちから資料を集め（おそらく英訳もして）送ってくれたとある。」ヒックスの本には誤りが多く、吉見教授さえク女史に書簡を送り、証拠として使わないように意見を述べていた。

クマラスワミ報告は、日本政府に対する6項目の勧告をした：①日本帝国陸軍が作った慰安所制度は国際法に違反する。政府はその法的責任を認めよ。②日本の性奴隷にされた被害者個人に補償金を支払う。③慰安所とそれに関連する活動について、すべての資料の公開を。④被害者の女性個人に対して、公開の書面による謝罪を。⑤教育の場でこの問題の理解を深める。⑥慰安婦の募集と慰安所の設置に当たった犯罪者の追及と処罰を可能な限り行う。

ク報告書は、元慰安婦16人に面接し、そのうち報告書に証言が引用されているのは4人だが、その内容は信憑性に乏しい。秦はク女史に証言内容と異なる米軍押収のランゲーンLangenの資料を手渡しておいたが、顧みることが無かった。

外務省は、当初、「付属文書1についての日本政府の見解」という40頁の反論書を作成したが、なぜか、すぐに撤回して、3月27日付けの「いわゆる”従軍慰安婦”問題に関する日本政府の見解」という短い文章と差し替えてしまった。外務省は前者の全文を公表していないが4月10日前後に漏れてテレビ朝日やNHKも報道した。その内容は、日本政府の文書にしては珍しく、正面からク報告に反論したものであった（その内容の要点は秦:278）。しかし、後者は、河野談話などを列挙した後、アジア女性基金の紹介に焦点を置いたものだった。

ク報告書は、結局、1996年4月19日の第52回国連人権委員会他の31本の報告書とともに採択されたが、その採択は「留意」(take note)という「聞置く」程度の扱いで終わった。しかし、日本政府がク報告書によって蒙ったダメージは決して小さくなかったものと思われる。「第2次大戦期の慰安婦問題は国際連合創設前の事項であり、本来なら論議の対象外となるものだったが、折からのボスニア・ヘルツェゴビナ紛争で、多数の女性が『民族浄化』の名目で大規模な集団レイプの犠牲になった事件がクローズアップされ、国際法廷で裁こうとする動きが出ていた。慰安婦問題はいわばこの人権問題の先駆として、フェミニズムの風潮と結びつく形で関心を引き付けたのである。」

④ アジア女性基金の功罪

河野談話(93年8月)、村山談話(94年8月)のあと、慰安婦のための民間基金構想が浮かんできた。推進役は、社会党出身の五十嵐広三官房長官と外務省出身の谷野作太郎内閣外政審議室長だった。日韓基本条約との法的整合性を守るために、国民からの募金による「民間基金」という形で決着させることに落ち着いた。事務費と「医療・福祉援助」のための政府負担が追加された。基金構想の推進者は東大教授・大沼保昭。韓国の挺隊協は、「法的責任を回避しようとする不道徳で欺瞞的なもの」と強硬に反対した。95年6月14日、五十嵐官房長官は「女性のためのアジア平和友好基金」の設立を正式発表。全閣僚が各10万円

づつ、五十嵐官房長官は官房長官の退職金全額を寄付。個人では中国戦線の兵士だったという 81 歳の会社社長が匿名で 1000 万円、96 年 6 月には合計 4 億円を超えて給付開始のめどがついた。当初目標の 20 億円には遠く及ばなかった。

給付対象は韓国、台湾、フィリピン、北朝鮮、中国、インドネシア、オランダ、マレーシア、シンガポール、パプア・ニューギニア、ミクロネシア。韓国、台湾の政府は、該当者の名簿作成などを進めようとしなかった。

「償い金」1 人 200 万円＋医療・福祉費 228 万円。 フィリピンでは 96 年 8 月 14 日、4 人に支払い。12 月韓国で 7 人へ 428 万円支払い。その後、98 年 2 月に金大中政権が助成基金の償いは受け取らないとの誓約書と引き換えに、136 人の元慰安婦へ約 350 万円の一時金を支給したため、基金は窮地に立った。この問題をめぐり、和田春樹東大教授（韓国政府に抗議）と秦郁彦（よいではないか）の間で論争になった。インドネシアでは 2.2 万人余が名乗り出たため、日本政府が 10 年間に 3.8 億円を出すことで覚書（97 年 3 月）。（詳しくは、秦第 10 章参照）。

⑤ 慰安婦の強制連行はあったか

「初期における慰安婦問題の最大の争点は、韓国挺身隊協と挺身隊研究会による第 1 次調査報告書の監修者だった鄭鎮星女史が指摘するように、彼女たちの「動員」にさいし、官憲による組織的な強制連行があったか否かであった。」「しかし、彼女たちの利益を代弁する前記の報告書では、証言者 19 人のうち『軍人・軍属による暴力的な連行』は 4 人に過ぎず、その 4 人もウラのとれない本人だけの申立てなので、(秦は)いずれも失格と判定した。」

「現在の法常識では、時効の問題を抜きにしても日本国が金銭的補償義務を負うのは、元慰安婦たちが『官憲の組織的強制連行』によってリクルートされたことが立証された場合に限られる。」「ところが鄭鎮星でさえ『今までに発見された軍文書のうち、慰安婦の動員方法を具体的に説明するものは一件もない』と断定したのに、韓国や日本の運動家は『強制連行』の神話をふくらませ、それに押される形で日韓両政府とも黙認してしまった。」「国連のクマラスワミ報告も、『強制連行の証拠は見つかっていない』と述べつつも、河野官房長官談話を援用する形で『強制連行』はあったと結論し、責任者の処罰を日本政府へ勧告したので、国際的にも定着してしまった感がある。」「しかしながら、学術的レベルでは、『強制連行はなかった』とする視点が浸透しつつあるので、運動家たちは次に示すような論拠で再構築をはかろうとしている。(1) 未発見の証拠文書に期待、(2) 監督責任を問う、(3) 「強制連行」の定義を拡大、(4) 挙証責任の転換」。

⑥ 慰安婦の総数と民族別構成

20 万人とか 40 万人という説もあるが、秦は種々の根拠から「狭義の慰安婦は多めに見ても 2 万人前後であろう」と推定している。「私としては民族別比率は筆頭が日本人（内地人、縄ピーと呼ばれた沖縄出身者を含む）で、現地人（中国人、満州人、フィリピン人、インドネシア人、ビルマ人、混血女性など）がそれに次ぎ、朝鮮人は第 3 位と推定したい。他に、台湾人、オランダ人などのカテゴリーもあるので、あえて比率を概数で示すと、4-3

－2－1（内地人－現地人－朝鮮人－その他）となろう。

（2）「史実」と「歴史認識」とは別次元の問題

木村幹『日韓歴史認識問題とは何か～歴史教科書・「慰安婦」・ポピュリズム～』（ミネルヴァ書房、2014年10月）。

著者は1966年大阪生まれ。京都大学法学博士。神戸大学教授。本書は、2015年度第16回読売・吉野作造賞受賞。

本書の基本認識：「従軍慰安婦問題は、歴史教科書問題と並ぶ典型的な『1980年代以降に再発見された歴史認識問題』であり、1980年代中葉までの韓国社会はこの問題に対して長い間沈黙を保ってきた。言い換えるなら80年代中葉に至るまで、韓国メディアがこの問題に対して本格的な議論をしたことは一度もなく、もちろん、韓国の歴史教科書においても従軍慰安婦に対する記述は皆無だった。」(131)。「**歴史認識問題とは過去の事実の如何に関わる問題というよりは、過去の事実に対する我々の認識の問題である。**」

「まず明らかなのは、この問題が単なる植民地支配期の『過去』に関わる問題である以上に、1945年以降現在に至るまで70年近くにわたる『現代史』上の出来事だということである。」「1980年代以降の日韓歴史認識問題の展開過程は、韓国における日本の圧倒的重要性を基礎とした両国エリート間の暗黙の了解が、国際環境の変化と世代交代により崩れていく過程に他ならなかった。こうして日韓関係はエリートによってコントロールされる時代から、一般の人々を中心とする世論が直接ぶつかり合う事態へと移行した。だからこそ、仮に『専門家』や外交官、さらには政治家や企業人等、一部のエリートによる妥協が行われても、そこに大きな直接的効果を期待することは難しい。ましてや『専門家』は『伝道師』ではなく『研究者』なのである。『研究者』の目的は事実を明らかにすることであり、そこにおいて何かしらの政治的予断を挟むことは絶対に許されない。だからこそ、そのような『専門家』のみの会合に世論を劇的に変えるような何かしらを期待するのは間違っている、という他はない。結局、鍵を握るのは世論である。」

IV. おわりに

国際関係における法と道義

国際関係の処理においては、国際法的に正しければ何をしてもよいという考えを棄てなければならぬ。朝河貫一は、明治維新を成功に導いたのは、指導者が武士道の精神を持っていたからだとし、日露戦争後、慢心した日本人が、それを失い、「反省」の精神を忘れた危険性を鋭く指摘した。吉野作造も、1919年の朝鮮の3・1暴動に関して書いた「対外的良心の発揮」（『中央公論』1919年4月号）において、「我國民は由来政治問題に関する道義的意識は甚だ鈍い」「朝鮮問題の如きは、國民が之を鋭敏なる道徳的判断の鏡に照らす

に非ずんば到底解決の緒に就くものでは無い。」「一言にして言えば今度の朝鮮暴動の問題に就いても国民のどの部分にも『自己の反省』が無い。」「吾人は国民に向かって対外的良心の發揮を力説するの必要、今日より急なるは無いと考ふるものである。」(『選集』9、55-66頁)と述べていた。これら先哲の教訓は、現代の国際関係、とくに日中・日韓関係を考える際にも忘れてはならない。

国際関係における流れの重要性

いまひとつ、明治末期、大正期から昭和初期にかけての日本の満韓政策を省みて痛感するのは、国際関係における「流れ」の変化に気づくことの重要性である。わが国が日露戦争後の Hay 三原則および第一次大戦後の「国際的平和主義の潮流」を見逃した代償は究め大きかった。国民の言論、思想の自由は何よりも尊重されなければならないが、同時にマスコミは、国際的な潮流を常に正確に客観的に報道すべきであり、思い上がったイデオロギーによって、虚偽の報道をしてはならない。

日韓関係改善の方策

『韓国併合』の著者・海野福寿は、「歴史認識」をめぐる日朝の対立に関して、次のように述べている：

<1993年11月、ピョンヤンで開かれた国際討論会で、北朝鮮側の歴史学者は大意次のように主張した：『従軍慰安婦』や強制連行があったから日本の『植民地』支配が悪かったのではなく、『植民地』支配そのものが正当性・道義性を欠いていたから『従軍慰安婦』や強制連行問題を引き起こしたのだ。」「日本が謝罪を求められているのは個々の不法行為に対してではなく、朝鮮民族を丸ごと支配した愚劣な行為に対してであり、問われているのは日本人のモラルの再生状況なのである。」「日本の朝鮮『植民地』支配は、その成立の合法的根拠がなく、不法・不当な軍事占領(強占・カンチョム)が1945年の解放まで続いたのだ。」>

このような北朝鮮の主張に対して、海野は次のように答える：「わたしのたどりついた結論は、共和国の歴史学者の主張とはやや異なる。韓国併合は形式的適法性を有していた。つまり国際法上合法であり、日本の朝鮮支配は国際的に承認された植民地である、という平凡な見解である。ただ誤解しないほしい。合法であることは、日本の韓国併合や植民地支配が正当であることをいささかも意味しない。当時、帝国主義諸国は、紛争解決手段としての戦争や他民族支配を正当視していた。-----わたしたちにとって考えるべき問題の本質は、併合にいたる過程の合法性如何ではなく、隣国に対する日本と日本人の道義性の問題ではないか、と思う。」(海野：243-244頁)。

しかしながら、海野は、朝河、吉野、石橋らの論説には、全く触れていない。

中曽根元首相の見識

日韓基本条約締結後、1980年代以降に生じた慰安婦問題等に関して、従来日本政府のってきた態度は国際法にのっとったものであり、それをいったん受け入れた韓国側がその後の民主化や経済発展、冷戦終結に伴う国際関係の変化などを反映して、民意の高揚と政

府の統治能力の低下を生じ、それによって混乱が繰り返されたように思われる。したがって、韓国の政情の改善を待つのも一法であろう。ただし、国際関係の変動する中で、それが本当にわが国にとって望ましい選択であるかどうかは、慎重に検討しなければならない。

この点を考えるには、第二次教科書問題の際に中曽根首相のとった態度が参考になるのではないか。中曽根は、1982年11月27日に首相に就任すると、翌年1月11日、日本の首相としてはじめて韓国を公式訪問し、金浦空港には戦後初めて日章旗が掲げられ、「君が代」が吹奏された。中曽根は1年前から韓国語を学び、ソウルでの晩餐会では最初と最後の部分、全体の3分の1を韓国語でスピーチした。二次会では、全斗煥大統領と肩を組み、中曽根は韓国語で「ノーラン・シャツ(黄色いシャツ)」を、全大統領は日本語で「知床旅情」を歌って、大いに胸襟を開いた(中曽根康弘『政治と人生～中曽根康弘回顧録』講談社、1992年：312)。

ところが、1986年7月22日、第3次中曽根内閣成立の直後、藤尾正行文相(青嵐会)は7月25日の記者会見で、6月の第二次教科書問題について問われると、東京裁判批判を述べ、さらに9月10日発売の『文芸春秋』10月号でも東京裁判や靖国問題などを論じ、韓国併合については、「韓国側にもやはり幾らかの責任なり、考えるべき点はあると思うんです」と語った。これが事前に韓国にも伝わり、結局、9月8日、中曽根首相は藤尾を罷免した。この日の政府与党首脳会議で、中曽根は次のように述べた：

「藤尾文部大臣の『文芸春秋』における発言内容にはその一部に妥当でない点があり、我が国の外交関係において困難を生じせしめたことは、極め遺憾である。」「ある歴史的事件については、一方の国に種々の意見もあろうが、他方、被害を受けた側の国や国民においてはそれと異なる歴史に対する解釈、屈辱感、また国の名誉があることをわれわれは知らなければならない。物事に関しては一方だけの主張が罷りとおると思ったら間違いであって、政治または国際政治の場では国際的世論や国際的通念に従って政策がとられるべきである。」(服部龍二『外交ドキュメント 歴史認識』岩波新書、2015年：82)。

中曽根は『回顧録』の中で、さらに次のように述べている。「日本の帝国主義的膨張や侵略によって被害を受けた列国の怨恨や怨念は、戦争が終わって百年、三世代の間は消え去らないことを知るべきである。われわれは次の50年、さらに自制と謙譲の道を歩まなければならない。第二次大戦の過失と悲劇の反省の上に、これからの日本外交の五原則を、私は強調している。1. 国力以上の対外活動をしてはならない。2. 外交はギャンブルであってはならない。3. 情報入手と政策発信の充実を、常に確保しなければならない。4. 世界史の正統的潮流を外れてはならない。5. 内政を外交に利用してはならない。」(中曽根、前掲『回顧録』：327)

本年11月2日、安倍・朴槿恵会談では、早期に慰安婦問題の決着を図ることが合意された。その後、外務省を通じて折衝が続いている模様であるが、はたして年内に合意に達するかどうかは定かでない。筆者は、今後の日韓関係改善の方策を考えるにあたっては、本稿で紹介した先哲の教えを想起し、今後の日本の国際的地位を高めることを祈念する。

追補

朴裕河（パク・ユーハ）『帝国の慰安婦』朝日新聞出版、2014年11月初版。

著者は、1957年ソウル生まれ。韓国・世宗大学日本文学科教授。慶応大学文学部国文科卒、早稲田大学大学院文学研究科博士課程修了。『反日ナショナリズムを超えて』（2005年、河出書房新社）で日韓文化交流基金賞受賞、『和解のために～教科書・慰安婦・靖国・独島』（2006年、平凡社）で大仏次郎論壇賞受賞。夏目漱石、大江健三郎などの作品を翻訳。

本書の概要

これまで、日本の専門家たちが精査せず、むしろ否定的に評価してきた挺身隊協の『証言集 強制的に連れていかれた朝鮮人慰安婦たち』I~Vのなかの朝鮮人慰安婦たちの証言から、いわゆる日本軍による「強制連行」が事実と反すること、慰安婦の募集は多くは韓国人を含む「業者」によって行われたこと、朝鮮人慰安婦たちは「日本帝国」の国民として業務に携わったこと、戦場における虐待・虐殺などはなく、ソ連軍の侵入によって生じた混乱の中での強姦、虐殺と混同されていること、敗戦後帰国した朝鮮人慰安婦も多数いたことなどを立証している。彼女自身が独自に韓国人「業者」の聞き取り調査をしたわけではないが、韓国の専門家の中から、挺身隊協の作り上げた「少女慰安婦」の虚像を壊そうとする誠実な研究書が現れたことは、注目に値する。

本書の中の注目する記述

「若い少女たちが『慰安婦』になったのは、ほとんどの場合、周りの人がだまして連れて行った場合か、彼女が所属した共同体が彼女を保護するような空間ではなかったケースである。」「慰安婦が慰安婦になるまでの状況は決して一様ではない。（強制的に連れていかれた20万人の少女）との認識は、挺身隊と慰安婦との混同、業者や周りの加担者たちの忘却、例外的事例を一般的なケースとしてしまった理解が作り出したものである。」（67）

時に、慰安婦と日本兵士との間に慰めあい、愛し合うような関係が生じたこともある。「そしてこのようなことがめずらしくなかったのは、朝鮮人慰安婦と日本人兵士との関係が構造的には『同じ日本人』としての（同志的関係）だったからである。」（83）

「ところが戦争に動員された軍人に対する補償の中で、男性のためには補償の枠組みとしての『法』が存在したのに、慰安婦にはそうした法律自体が存在しませんでした。『代替日本人』になって日本の戦争に命を投げた朝鮮人兵士たちは靖国に祀られ、約束された補償は後日、1965年の国公正常化に伴う日韓基本条約で、十分ではないながらも議論されました。そして完全ではないながらも、韓国政府を通じて補償金が配分されました。」「同様に『自発的な動員』をされたにもかかわらず、性を搾取された女性のための法は存在しませんでした。」「したがって、日本に対し『法的責任』を問いたくても、その根拠となる『法』自体が存在しないというのが私の考えです。『法的責任』を問うには、まずそこに立ち返って議論しなければなりません。その意味でこの問題は、韓国が要求する問題というより、むしろ日本が主体的に考えるべき問題です。」（318-9）

(別紙) 日本^の満韓政策 参考年表

- 1840 阿片戦争
- 1868.1.3 王政復古・明治維新
- 1871 (明治4)年 11月琉球漁民54人台湾漂着、原住民に殺害される。
1872. 5.2~6月 台湾出兵
- 1876年1月17日 日朝修好条規で朝鮮を開国させる 「第1条 朝鮮国は自主の国」
- 1877 (明治10)年1月29日~9月24日 西南戦争・西郷隆盛自害 (49歳)
5月26日木戸孝允死去 (43歳)
- 1878 (明治11)年5月14日 大久保利通殺害 (47歳)
- 1879年 (明治12) 3.11 琉球藩廃止、4.4 鍋島直彬 (なおあき) 沖縄県令に任命 (琉球処分)
- 1882 (明治15)年 壬午事変 (閔妃一族が日本の支援下で近代化改革、兵制改革を進め、それに反対する旧軍隊の兵士が反乱を起こす。8.30 ^{サイモンプ} 済物浦条約で収束)
- 1883 (明治16)年7月20日 岩倉具視没 (59歳)
1884. 12 甲申事変 (金玉均のクーデタ、清国軍の反撃で失敗; 日本人居留民三十余名殺害)
1885. 1 漢城条約 4.18 天津条約 (天津領事・原敬、伊藤博文の知己を得る)
1885.12.22~1888.4.30 第1次伊藤内閣
- 1890 (明治23) 2.11 大日本帝国憲法発布、11.29 施行
- 1891.5 大津事件、ロシアのニコライ皇太子負傷
- 1892.8.8~1896.8.31 第2次伊藤内閣
- 1894 (明治27) .4.26 東学党の乱 .6.5 朝鮮出兵 7.25 豊島沖海戦 8.1 清国に宣戦布告、
9.17 黄海海戦、10.15 井上馨、朝鮮国公使に
- 1895 (明治28)年 4.17 下関講和条約 4.23 三国干渉 5.4 遼東半島放棄決定 6.7 台北陥落
8.17 三浦梧楼 (1847年生まれ、長州藩士、奇兵隊に参加、東京鎮台司令官・陸軍中
将、学習院長、貴族院議員) 朝鮮国公使に。 10. 7~8、三浦梧楼公使ら閔妃殺害。三
浦公使罷免、後任公使・小村寿太郎、その後が原敬。11.22 自由党 (党首・板垣退助) 伊
藤内閣と提携宣言
- 1896 (明治29) .2.11 李王、皇太子、ロシア公使館に入る。
6.9 山県・ロバノフ協定で日露が朝鮮の南北を事実上分割統治
- 1897 (明治30) 8.24 陸奥宗光死去 (53歳)。10.16 朝鮮国は国号を大韓帝国と改める。
1.14 ドイツ膠州湾を占領。12.15 ロシア艦隊旅順港に入る。
- 1898.1.12 第3次伊藤内閣 (~1898.6.30)
列強の中国分割進む 3.27 ロシア、清国から旅順・大連を租借、4.24 日清協商 (福建省
及び沿海州の他国への不割譲)、4.25 西・ローゼン協定で日露の韓国における政治的対等
を再確認 6.22 自由党 (板垣退助)、進歩党 (大隈重信) 合同して憲政党結成。
6.30 第1次大隈内閣 (隈板内閣) (~1898.11.8)、11.8 山県第2次内閣 (~1900. 10.19)
- 1898-1906 児玉源太郎台湾総督 民生局長に後藤新平を登用、民心掌握に成功。

- 1900.5.19 陸海軍大臣の現役制（山県内閣）
- 6.20~1901.9.7 義和団の乱（1901.7.31 8カ国連合軍、北京からの撤退開始）
- 8月下旬 アモイ事件（義和団の乱に乗じて台湾総督児玉源太郎らが謀略によってアモイを占領しようとした事件。イギリスの撤兵要求で撤兵）。
- 9.15 伊藤博文、立憲**政友会**総裁となる。
- 10.19 第4次伊藤内閣（～1901. 6.2）
- 1901 .6.2 第1次桂内閣（～1906.1.7）
- 1902(明治35)年1月30日 **日英同盟締結**
- 1903.7.13 伊藤博文、枢密院議長に就任（政友会総裁を辞任）
1904. 5.30 「対韓方針」閣議決定。「保護の実権」「利権の発展」を図るべし。
- 8.22 **日韓第1次協約** 目賀田種太郎を財政顧問とする
- 1904(明治37)年2月8日 日露戦争：海軍旅順港攻撃、陸軍仁川上陸、10日、宣戦布告
- 1905（明治38）年 3月1日—10日奉天会戦
- 5月27-28日 日本海海戦 6月、日本、講和条約交渉申し入れ
- 7月29日 桂・タフト協定（日本は米国のフィリピン統治を、米国は日本の韓国統治を認める）
- 8月 ポーツマス講和条約交渉開始
- 9月4日（日本時間5日） **ポーツマス条約調印**
- 10.15 桂・ハリマン覚書**（仮調印はせず）；小村寿太郎の反対で破棄
- 11月17日**第二次日韓協約**（韓国保護条約）、外交権剥奪、**12.21 伊藤博文統監**となる。
- 1906（明治39）年 1.7 第1次西園寺内閣（～1908.7.14）
- 3月19日 駐日英国大使クロード・M. マクドナルドから西園寺首相兼外相宛書簡。その1週間後に 米国公使ハンチントン・ウイルソンから西園寺宛書簡。いずれもポーツマス条約からわずか半年後に、日本軍が満州から早期撤退の約束を果たさず、英米の通商上の利益を脅かしていることに抗議。
- 5月22日 伊藤博文・韓国統監は西園寺首相に「**満州問題に関する協議会**」を招集させ、南満州における軍政を廃止させた（伊藤之雄、557）。また、拓務省の設置に反対して児玉源太郎(台湾総督)らと激しく対立。
- 1907（明治40）年
- 4.4 **帝国国防方針**「国家戦略としては、満州及び大韓帝国に扶植した利権と東南アジア・中国に拡張しつつある民力発展の擁護と拡張である」と定めた。
- 6月 ハーグ密使事件 7.23 児玉源太郎脳溢血で死去（55歳）
- 7.24 **日韓第3次協約** ハーグ密使事件により高宗皇帝を退位させる。8.1 韓国軍解散。
- 1908（明治41） 7.14 第2次桂内閣（～1911.8.30）
- 9～12月 夏目漱石『朝日新聞』に『三四郎』連載
- 11月26日 朝河貫一『日本の禍機』序執筆**

- 1909 (明治 42)年 4 月 10 日、伊藤博文、韓国併合方針に合意する。
 10 月 26 日 伊藤博文 ハルビン駅頭にて安重根に暗殺さる (68 歳)。
- 1910(明治 43)年 8 月 29 日 **韓国併合条約**
- 1911 (明治 44)年 2.21 日米通商航海条約調印 日本の関税自主権回復
 8.30 第 2 次西園寺内閣 (～1912.12.21)
 10 月～1912 年 **辛亥革命**
- 1912.1. 1 中華民国成立 孫文、初代大統領に 3・10 袁世凱 第 2 代臨時大統領に就任
 7.30 明治天皇薨去 (59 歳) 12.21 第 3 次桂内閣 (～1913.2.20)
- 1913 .2.20 第 1 次山本内閣 (～1914.4.16)
- 1914(大正 3)年 4.16 第 2 次大隈内閣 (～1916.10.9)
 第 1 次世界大戦 6.28 フランツ・フェルジナンド大公、サラエボで暗殺さる。7.28
 オーストリア、セルビアに宣戦布告 8.2 ドイツ、ロシアに宣戦布告、8.3 ドイツ、
 フランスに宣戦布告 8.4 イギリス、対独宣戦布告 8.23 日本、対独宣戦布告 9.2
 ～10.7 青島・済南攻略、10 月太平洋群島攻略
 10.9 寺内内閣 (～1918.9.29)
 石橋湛山「青島は断じて領有すべからず」(大正 3 年 11 月 15 日「社説」)
- 1915 (大正 4) 1.18 大隈重信内閣(加藤高明外相)、袁世凱に**対華 21 カ条要求**
 石橋湛山「禍根をのこす外交政策」(大正 4 年 5 月 5 日「社説」)
- 1916 年 吉野作造「満韓を視察して」(『中央公論』、1916 年 6 月)
- 1917.4.6 アメリカ参戦
- 1918 (大正 7) 9.29 原内閣 (～1921..11.13)
- 1919.1.18 パリ講和会議 6.28 ヴェルサイユ条約調印
 吉野作造「対外的良心の發揮」(『中央公論』1919 年 4 月号)
 同「山東問題」(『大阪毎日新聞』1919 年 5 月 20～26 日)
 同「朝鮮統治の改革に関する最小限度の要求」(『黎明講演集』第 6 輯 1919 年 8 月)
- 1920 年 1 月 吉野作造「青島専管居留地問題に就いて」(『東方時論』1920 年 1 月)
- 1921 (大正 10) 年
 吉野作造「外交上における日本の苦境」(『婦人公論』1921 年 1 月)
 石橋湛山「一切を棄つるの覚悟 太平洋会議に対する我が態度」(大正 10 年 7 月 23
 日「社説」)
- 11.13 高橋是清内閣 (～1922.6.12)
 12.13 日英米仏 4 カ国条約の成立とともに、**日英同盟終了**。
- 1922 (大正 11) 年 2 月 6 日 **9 カ国条約** 中国の門戸開放・機会均等・主権尊重。日本は
 山東權益の多くを返還 (山東還付条約)。
- 1932 (昭和 7)年 吉野作造「民族と階級と戦争」(『中央公論』1932 年 1 月)